



三労発基 0828 第5号

令和2年8月28日

独立行政法人労働者健康安全機構

三重産業保健総合支援センター所長 殿



三重労働局長

(公印省略)

情報通信機器を用いた労働安全衛生法第17条、第18条及び第19条
の規定に基づく安全委員会等の開催について

平素は、労働行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり情報通信機器を用いた安全委員会等の開催に係る考
え方及び留意事項が示されました。

つきましては、傘下団体、会員、事業場等に対して、周知に御協力を賜りますよ
う、お願い申し上げます。